

第69回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

事業報告

企業集団の現況に関する事項

主要な事業の内容

事業所

従業員の状況

主要な借入先

その他企業集団の現況に関する重要な事項

会社の株式に関する事項

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人の状況

会社の体制及び方針

連結計算書類

計算書類

会計監査人の監査報告書

監査等委員会の監査報告書

グローブライド株式会社

事業報告

(自2023年4月1日)
(至2024年3月31日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 主要な事業の内容

当社グループは、釣用品、ゴルフ用品、ラケットスポーツ用品、サイクルスポーツ用品等を製造販売するスポーツ用品関連事業を柱として、福利厚生サービス等その他の事業を展開しております。

2. 事業所

当 社 本 社	東京都東久留米市
国内販売拠点	当社 全国3営業所、(株)ワールドスポーツ (東京都)、ウインザー商事(株) (神奈川県)、(株)フォーティーン (群馬県)
海外販売拠点	ダイワ・コーポレーション (アメリカ)、ダイワ・スポーツ・リミテッド (イギリス、製造を兼ねる。)、ダイワ・フランスS.A.S.、ダイワ・ジャーマニーGmbH、ダイワ・イタリアS.r.l.、《000》ダイワ・ロシア、ダイワ (オーストラリア) Pty.リミテッド、ダイワ・FT・エンタープライズ (台湾) Co.,リミテッド、ダイワ (ホンコン) Co.,リミテッド、ダイワ・コリア Co.,リミテッド、ダイワ・スポーツ (広州) リミテッド、アジアダイワ (ホンコン) Co.,リミテッド、シンガポール・ダイワPTE.リミテッド、ダイワ・スポーツ (M) SDN.BHD. (マレーシア)、ダイワ・キャスティング (広州) トレーディングCo.,リミテッド
国内生産拠点	当社 東京工場 (東京都)、那須ダイワ(株) (栃木県)
海外生産拠点	ダイワセイコー (タイランド) Co.,リミテッド (販売を兼ねる。)、ゾンサン・ダイワ・スポーティンググッズ・リミテッド、トンガン・ダイワ・スポーティンググッズ・リミテッド、ダイワ・ベトナム・リミテッド
そ の 他	(株)デスコ (東京都)、(株)スポーツライフプラネット (東京都)、(株)ロジスポ (東京都)

3. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
6,765 (名)	957名減

(注) 上記の従業員数には臨時従業員（期末人員952名）を含んでおりません。

(2) 連結計算書類作成会社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
859 (名)	35名増	43.1 (才)	13.7 (年)

(注) 上記の従業員数には臨時従業員（期末人員318名）を含んでおりません。

4. 主要な借入先

借入先	借入金等残高
	(百万円)
(株) 三井住友銀行	6,120
(株) みずほ銀行	6,097
(株) りそな銀行	2,935
みずほ信託銀行(株)	1,640

5. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 60,000,000株
2. 発行済株式総数 24,000,000株
(自己株式1,021,181株を含む。)
3. 株 主 数 23,099名 (前期末比7,986名増)
4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	(千株)	(%)
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	2,291	9.97
丸 紅 (株)	1,158	5.04
(株) 三 井 住 友 銀 行	1,125	4.89
(株) 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	999	4.34
住 友 生 命 保 険 (相)	914	3.98
グ ロ ー プ ラ イ ド 取 引 先 持 株 会	904	3.93
日 本 生 命 保 険 (相)	445	1.93
(株) み ず ほ 銀 行	433	1.88
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES SE, LUXEMBOURG RE CLIENTS NON-TREATY ACCOUNT	429	1.86
朝 日 イ ン テ ッ ク (株)	413	1.80

(注) 1. 当社は自己株式1,021千株を所有しており、上記大株主から除外しております。
2. 上記の持株比率は自己株式を控除して算出しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

区分	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	7,715	5

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人以外の公認会計士等が実施している重要な子会社の計算書類の監査

当社の重要な子会社（第69回定時株主総会招集ご通知「Ⅰ.企業集団の現況に関する事項」の「9.（2）重要な子会社の状況」に記載）のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

（1）当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	52百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－百万円
合計	52百万円

（2）当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

52百万円

- （注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監督計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会はその事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることを決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

V. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制につきまして、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会にて決議しております。

その内容は以下のとおりです。

(1) 当社及び子会社の取締役及び執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令、定款及び取締役会規則等に則り、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員の職務執行を監督する。
- ② 代表取締役社長は、法令、定款及び取締役会規則等に則り、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会規則、社内規則に従い職務を執行する。
- ③ 取締役は、法令、定款、取締役会規則及び業務分掌規定等に従い、忠実に業務を遂行する。
- ④ 監査等委員会は、法令が定める権限を行使するとともに、監査等委員会監査等基準等に基づき取締役及び執行役員の職務の執行を監査する。
- ⑤ 取締役及び執行役員は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、業績及び財務状況の報告の適正性を確保するための社内体制を構築し、その整備・運用状況を定期的に評価及び改善する体制の構築を図る。

(2) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役及び執行役員の職務執行に係る重要な情報及び文書の取り扱いについては、文書管理規定等社内標準に従い、作成、保存するとともに、必要に応じて取締役、執行役員及び会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態に管理する。
- ② 法令または証券取引所適時開示規則等に則り、必要な情報開示を行う。
- ③ 取締役及び執行役員の職務執行に係る情報の作成、保存、管理状況については、監査等委員会の監査を受ける。

(3) 当社及び子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、代表取締役社長がリスク管理の統括責任者となり、グローバルリスクマネジメント室長をリスク管理推進責任者に任命するとともに、定期的に当社及び子会社よりリスク管理に係る報告を受け、重要事項について意思決定する体制を構築する。
- ② 当社及び子会社は、自社における業務執行に係るリスク管理を行う体制を整備する。また、必要に応じて規程、マニュアル等を整備するとともに、適時教育・啓蒙を行う。

- (4) 当社及び子会社の取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役及び執行役員は、中期経営計画をはじめとした経営の執行方針及び法令において定められている事項等の経営に係る重要事項を決定し、使用人の業務執行状況を毎月開催する「経営会議」の場で確認する。
 - ② 取締役会（原則月1回開催）において、経営に係る重要事項の決定と取締役及び執行役員の職務執行状況を確認する。
- (5) 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① サステナビリティ推進会議（コンプライアンス分科会）は、役職員が法令、社内規則及び社会通念などを遵守した行動をとるよう推進を図る。
 - ② 万一、コンプライアンス違反に関連する事態が発生した場合には、その内容、対処案が代表取締役社長、取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築する。
- (6) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、子会社の役員が出席する関係会社経営検討会を定期的に開催し、各子会社から事業報告をさせるとともに、当社グループ全体の経営に関わる協議を行う。
 - ② 子会社には必要に応じて取締役または監査役として当社の取締役または使用人を派遣し、取締役は当該会社取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は当該会社の取締役の職務執行状況を監査する。
 - ③ 総務部・経理部等の関係部門は、その専門的機能につき子会社または当該関係部門の要請に基づいて支援を行う。
 - ④ 内部監査部署は、代表取締役社長の指示により当社及び子会社に対して会計監査または業務監査を行い、取締役会、監査等委員会、総務部・経理部等の関係部門の関係者に報告する。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事事項に関しては監査等委員会と取締役で協議するものとする。
 - ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指示命令に従うものとする。

- (8) 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制
- ① 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人等が当社監査等委員会に報告すべき事項及び報告の方法を定める。
 - ② 当社監査等委員会は、毎年度末に当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に対し業務遂行状況に関する確認書の提出を求める。
 - ③ 当社監査等委員会は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人等に報告を求めることができる。
- (9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
- 当社及び子会社は当社監査等委員会へ報告を行った当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いをしないことを周知徹底する。
- (10) 当社の監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）上必要となる費用等については、全額会社が負担する。
- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会が、取締役、執行役員及び重要な使用人からヒアリングを実施し、代表取締役社長、内部監査部署及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制を構築する。
 - ② 代表取締役社長は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人が監査の重要性に対する認識及び理解を深めるよう促し、監査等委員会の職務執行が実効的に行われるよう相互に協力する。
 - ③ 監査等委員会は、内部監査部署及び会計監査人と定期的に会合をもつなど相互に連携し、監査方針や計画、監査結果の報告を受け、監査の実効性の確保を図る。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備運用しております。当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち、主なものは以下のとおりです。

- ① 取締役会を12回開催し、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況の報告及び監督を実施しております。
- ② 監査等委員会を12回開催し、監査方針及び監査計画を決定し、取締役会における経営の透明性、客観性、適法性、妥当性を監査しております。
- ③ 監査等委員会による代表取締役及び取締役の監査・監督及び各部門の業務監査を定期的実施いたしました。また、内部統制グループによる各部門、及び子会社の監査を実施しております。
- ④ 指名・報酬諮問委員会を4回開催し、取締役の指名・報酬等の重要な事項に関する取締役会からの諮問に応じて、審議・答申をしております。
- ⑤ サステナビリティ推進会議に設置されたコンプライアンス分科会を10回開催し、働きがいのある職場環境づくりに繋がる啓蒙活動や社員教育、情報発信を実施しております。
- ⑥ リスク管理委員会を2回開催し、当社及び子会社に係る想定されるリスクへの対応、リスクに関する情報共有及びリスク管理について、共有しております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけ、長期的な視野に立ち安定した配当の継続を基本方針とし、連結業績及び将来の業績見通しを勘案して利益配分を行うこととしており、これまで13期連続の増配を実現してまいりました。

今後も健全な財務体質の維持を図りつつ、中長期的な業績見通しや事業戦略等を総合的に勘案した上で、配当性向30%以上を維持しつつ、安定的かつ継続的な増配を目標としてまいります。

また、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を原則としており、当事業年度の期末配当金につきましては、2024年5月13日開催の取締役会の決議により、1株当たり35円とさせていただきます。これにより、当事業年度における1株当たりの配当金は、中間配当金の1株当たり35円と合わせまして、70円となっております。

(備 考)

本事業報告中の金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	69,110	流動負債	33,651
現金及び預金	12,979	支払手形及び買掛金	4,897
受取手形及び売掛金	13,995	電子記録債権	6,806
電子記録債権	391	短期借入金	12,682
商品及び製品	31,036	未払金	3,981
仕掛品	3,856	未払法人税等	550
原材料及び貯蔵品	3,761	賞与引当金	932
その他の他	3,650	役員賞与引当金	35
貸倒引当金	△559	その他の他	3,764
固定資産	39,606	固定負債	20,577
有形固定資産	26,631	長期借入金	11,645
建物及び構築物	9,030	再評価に係る繰延税金負債	889
機械装置及び運搬具	6,440	退職給付に係る負債	5,580
土地	5,511	リース債務	1,905
リース資産	2,233	その他の他	555
建設仮勘定	1,095		
その他の他	2,321	負債合計	54,229
無形固定資産	1,505	(純資産の部)	
投資その他の資産	11,470	株主資本	45,609
投資有価証券	6,476	資本金	4,184
繰延税金資産	2,514	資本剰余金	27
退職給付に係る資産	133	利益剰余金	42,279
その他の他	2,384	自己株式	△881
貸倒引当金	△39	その他の包括利益累計額	8,652
		その他有価証券評価差額金	3,492
		繰延ヘッジ損益	18
		土地再評価差額金	1,977
		為替換算調整勘定	3,201
		退職給付に係る調整累計額	△38
		非支配株主持分	226
		純資産合計	54,488
資産合計	108,717	負債純資産合計	108,717

連結損益計算書

(自2023年4月1日
至2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		126,008
売上原価		80,014
売上総利益		45,993
販売費及び一般管理費		38,497
営業利益		7,496
営業外収益		1,755
受取利息	109	
受取配当金	115	
為替差益	1,059	
その他	470	
営業外費用		
支払利息	489	
固定資産除却損	39	
デリバティブ評価損	168	
その他	178	
経常利益		8,375
特別利益		1
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	0	
特別損失		
固定資産売却損	12	
投資有価証券売却損	0	165
減損損失	152	
税金等調整前当期純利益		8,211
法人税、住民税及び事業税	2,536	2,599
法人税等調整額	62	
当期純利益		5,612
非支配株主に帰属する当期純利益		29
親会社株主に帰属する当期純利益		5,582

連結株主資本等変動計算書

(自2023年 4 月 1 日)
(至2024年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,184	13	38,190	△884	41,503
当期変動額					
剰余金の配当			△1,493		△1,493
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,582		5,582
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		13		8	22
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	13	4,089	3	4,106
当 期 末 残 高	4,184	27	42,279	△881	45,609

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株主持分	純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	2,438	△16	1,977	1,479	△85	5,793	189	47,485
当期変動額								
剰余金の配当								△1,493
親会社株主に帰属する 当期純利益								5,582
自己株式の取得								△5
自己株式の処分								22
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,053	35	－	1,722	46	2,858	37	2,896
当期変動額合計	1,053	35	－	1,722	46	2,858	37	7,002
当 期 末 残 高	3,492	18	1,977	3,201	△38	8,652	226	54,488

連 結 注 記 表

I. 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

II. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

連結子会社は、26社であります。

(主要な連結子会社の名称)

ダイワ・コーポレーション、ダイワセイコー（タイランド）Co.,リミテッド、ダイワ・スポーツ・リミテッド、ダイワ・ベトナム・リミテッド、(株)ワールドスポーツ、ウインザー商事(株)

(2) 非連結子会社

(株)オプティマ他2社

(理由) (株)オプティマ他2社は、グループとの取引は僅少であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金のうち持分相当額等はそれぞれ連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

該当ありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

(株)オプティマ他2社

(理由) (株)オプティマ他2社は、グループとの取引は僅少であり、当期純損益及び利益剰余金のうち持分相当額等はそれぞれ連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社7社の決算日は2月末日、在外連結子会社19社の決算日は12月末日であります。いずれも連結決算日との差異は3ヶ月以内であるため、取引上の重要な差異を調整した上、各社の決算日をもって連結処理を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

ただし、ヘッジ取引については、ヘッジ会計を適用しております。

③ 棚卸資産

主として、先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

〈当社及び国内連結子会社〉

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

〈在外連結子会社〉

定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、主として、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を

計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えて、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社グループは、釣用品の製造・販売・サービスに加え、ゴルフ用品、ラケットスポーツ用品、サイクル用品の提供を行っております。顧客による検収を要しない製品の販売については、通常、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することで履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、製品の国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷時に収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。またサービスの提供は、主に製品のメンテナンスサービスとなっておりますが、サービスの履行義務が一時点で充足されると判断しているため、製品販売同様に引渡時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

a 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連

結会計年度から費用処理することとしております。

c 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

Ⅳ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

		顧客との契約から生じる収益	その他の収益	外部顧客への売上高
報告セグメント	日本	68,383	—	68,383
	米州	12,513	—	12,513
	欧州	14,730	—	14,730
	アジア・オセアニア	30,379	—	30,379
合計		126,008	—	126,008

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「Ⅱ. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残額等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	13,199
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	14,387
契約負債 (期首残高)	655
契約負債 (期末残高)	534

連結貸借対照表上、契約負債は「その他の流動負債」に計上しております。契約負債は、当社グループが付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高と前受金残高となっております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年以内の契約について実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

V. 会計上の見積りに関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

VI. 連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形 487百万円

売掛金 13,508百万円

2. 担保に供している資産及びこれに対応する債務

短期借入金160百万円、1年内返済予定の長期借入金60百万円、長期借入金136百万円の担保に供している資産は、次のとおりであります。

投資その他の資産－その他 118百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 37,727百万円

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

なお、再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は△344百万円であります。

VII. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数（株）	増加	減少	当連結会計年度末 株式数（株）
普通株式	24,000,000	－	－	24,000,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月12日 取締役会	普通株式	689	30.00	2023年3月31日	2023年6月8日
2023年11月8日 取締役会	普通株式	804	35.00	2023年9月30日	2023年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月13日 取締役会	普通 株式	804	利益 剰余金	35.00	2024年3月31日	2024年6月6日

3. 株式引受権に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

Ⅷ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、信用管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期借入金）及び設備投資資金（長期借入金）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を図っております。

なお、デリバティブは外貨建ての営業債権債務及び借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であり、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（*1）	時価（*1）	差額
(1) 受取手形及び売掛金	13,995		
(2) 電子記録債権	391		
貸倒引当金（*2）	△559		
差引 計	13,827	13,827	—
(3) 投資有価証券(其他有価証券)	6,386	6,386	—
(4) 支払手形及び買掛金	(4,897)	(4,897)	—
(5) 電子記録債務	(6,806)	(6,806)	—
(6) 短期借入金			
①短期借入金	(7,454)	(7,454)	—
②1年内返済予定の長期借入金	(5,228)	(5,336)	108
(7) 未払金	(3,981)	(3,981)	—
(8) 未払法人税等	(550)	(550)	—
(9) 長期借入金	(11,645)	(11,569)	△76
(10) デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(238)	(238)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	26	26	—

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（*3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	6,386	－	－	6,386
デリバティブ取引 通貨関連	－	26	－	26
資産計	6,386	26	－	6,413
デリバティブ取引 通貨関連	－	238	－	238
負債計	－	238	－	238

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形及び売掛金	－	13,995	－	13,995
電子記録債権	－	391	－	391
資産計	－	14,387	－	14,387
支払手形及び買掛金	－	4,897	－	4,897
電子記録債務	－	6,806	－	6,806
短期借入金	－	12,790	－	12,790
未払金	－	3,981	－	3,981
未払法人税等	－	550	－	550
長期借入金	－	11,569	－	11,569
負債計	－	40,596	－	40,596

(注1) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明に関する事項

現金及び預金

これらは時価と帳簿価額が近似しており、注記を省略しております。

受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。ただし、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引先金融機関等から提示された価格等によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金①短期借入金、未払金並びに未払法人税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。ただし、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

短期借入金②1年以内返済予定の長期借入金、並びに長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記デリバティブ取引参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

これらの時価は為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。尚、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記長期借入金参照）。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額90百万円）は、市場価格がないため「投資有価証券(その他有価証券)」には含めておりません。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	2,361円38銭
2. 1株当たり当期純利益	242円98銭

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	29,452	流 動 負 債	23,161
現金及び預金	1,001	支払手形	599
受取手形	418	電子記録債権	5,946
電子記録債権	1,531	買掛金	2,721
売掛金	8,178	短期借入金	9,416
商品及び製品	6,638	未払金	2,627
仕掛品	1,905	未払法人税等	82
原材料及び貯蔵品	1,384	賞与引当金	665
短期貸付金	5,929	役員賞与引当金	35
未収入金	1,968	その他の	1,066
その	513	固 定 負 債	17,050
貸倒引当金	△17	長期借入金	11,300
固 定 資 産	39,184	再評価に係る繰延税金負債	889
有形固定資産	11,539	退職給付引当金	4,487
建物	2,820	その他の	373
構築物	142	負 債 合 計	40,212
機械及び装置	2,086	(純 資 産 の 部)	
工具、器具及び備品	949	株 主 資 本	22,948
土地	5,039	資 本 金	4,184
建設仮勘定	352	資 本 剰 余 金	27
その他の	146	その他資本剰余金	27
無形固定資産	871	利 益 剰 余 金	19,618
投資その他の資産	26,773	利益準備金	1,091
投資有価証券	6,361	その他利益剰余金	18,527
関係会社株式	12,327	繰越利益剰余金	18,527
関係会社出資金	4,947	自 己 株 式	△881
長期貸付金	1,871	評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,476
繰延税金資産	858	その他有価証券評価差額金	3,479
その	439	繰延ヘッジ損益	18
貸倒引当金	△32	土地再評価差額金	1,977
資 産 合 計	68,637	純 資 産 合 計	28,425
		負 債 純 資 産 合 計	68,637

損 益 計 算 書

(自2023年 4 月 1 日)
(至2024年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		58,416
売上原価		44,795
売上総利益		13,620
販売費及び一般管理費		14,304
営業損失 (△)		△684
営業外収益		
受取利息	366	
受取配当金	2,678	
為替差益	1,075	
受取ロイヤリティー	455	
その他	442	5,018
営業外費用		
支払利息	131	
固定資産除却損	32	
不動産賃貸原価	59	
コミットメントフィー	89	
シンジケートローン手数料	19	
その他	28	360
経常利益		3,974
特別利益		
投資有価証券売却益	0	0
特別損失		
関係会社株式評価損	726	
固定資産売却損	8	
投資有価証券売却損	0	735
税引前当期純利益		3,239
法人税、住民税及び事業税	739	
法人税等調整額	△19	720
当期純利益		2,518

株主資本等変動計算書

(自2023年4月1日
至2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計
		その他 資 本 剰余金	利 益 準 備 金	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計		
				繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	4,184	13	941	17,651	18,593	△884	21,906
当期変動額							
剰余金の配当			149	△1,642	△1,493		△1,493
当期純利益				2,518	2,518		2,518
自己株式の取得						△5	△5
自己株式の処分		13				8	22
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	13	149	876	1,025	3	1,042
当 期 末 残 高	4,184	27	1,091	18,527	19,618	△881	22,948

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	2,432	△16	1,977	4,392	26,299
当期変動額					
剰余金の配当					△1,493
当期純利益					2,518
自己株式の取得					△5
自己株式の処分					22
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,047	35	－	1,083	1,083
当期変動額合計	1,047	35	－	1,083	2,125
当 期 末 残 高	3,479	18	1,977	5,476	28,425

個 別 注 記 表

I. 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

ただし、ヘッジ取引については、ヘッジ会計を適用しております。

(3) 棚卸資産

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上の方法

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 翌事業年度から費用処理しております。

なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社は、釣用品の製造・販売に加え、ゴルフ用品、ラケットスポーツ用品、サイクル用品の提供を行っております。顧客による検収を要しない製品の販売については、通常、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することで履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、製品の国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

Ⅳ. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「Ⅳ. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

Ⅴ. 会計上の見積りに関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

Ⅵ. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 16,521百万円

2. 保証債務

子会社の金融機関等からの借入等に対する債務保証 3,548百万円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 11,220百万円

長期金銭債権 1,846百万円

短期金銭債務 4,447百万円

長期金銭債務 1百万円

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

なお、再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は△344百万円であります。

Ⅶ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

1. 営業取引

(1) 売上高

23,033百万円

(2) 仕入高

12,273百万円

(3) 販売費及び一般管理費

2,456百万円

2. 営業取引以外の取引

(1) 営業外収益等

3,645百万円

(2) 営業外費用等

15百万円

Ⅷ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式

1,021,181株

Ⅸ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

投資有価証券評価損

283百万円

子会社株式評価損

1,051百万円

子会社支援損失

369百万円

退職給付引当金

1,374百万円

その他

910百万円

繰延税金資産小計

3,988百万円

評価性引当額

△1,893百万円

繰延税金資産合計

2,095百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金

△1,228百万円

その他

△8百万円

繰延税金負債合計

△1,237百万円

繰延税金資産の純額

858百万円

X. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注2)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ダイワ・ジャーマニーGmbH	(所有) 直接100.0	当社製品 の販売先	債務保証 (注1)	897	—	—
				増資の引受 (注2)	948	—	—
	ダイワ・コーポレーション	(所有) 直接100.0	当社製品 の販売先	債務保証 (注1)	983	—	—
	ダイワ・スポーツ・リミテッド	(所有) 直接100.0	当社製品 の販売先	債務保証 (注1)	821	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 債務保証は、すべて銀行からの借入等について連帯保証を行っているものであります。なお、保証料として債務保証使用実績の平均残高の0.2%を受け取っております。
2. 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。

XI. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,237円01銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 109円63銭 |

XII. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

グローブライド株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 林 一 樹
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 野 村 充 基
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、グローブライド株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローブライド株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

グローブライド株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 林 一 樹
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 野 村 充 基
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グローブライド株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、社内の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けるとともに、必要に応じて業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月27日

グローブライド株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 黒 澤 敬 幸 ㊞

監 査 等 委 員 村 松 高 男 ㊞

監 査 等 委 員 松 井 巖 ㊞

(注) 監査等委員村松高男及び松井巖は会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上